

一般社団法人 日本動脈硬化学会 定款細則

第1条 本則は本法人の定款において細則に委ねられた事項及び運営上の必要事項を規定する。

(名誉会員)

第2条 名誉会員は原則として以下の条件を満たす個人で理事会が承認した者とする。

- (1) 学術集会会長を経験した理事
 - (2) 理事を5期以上務めた会員
 - (3) 本法人に格別の功労があった者
- 2 名誉会員は理事会及び総会に出席し、意見を述べることは出来るが、議決に加わることはできない。
- 3 名誉会員の会費は免除される。

(功勞会員)

第3条 功勞会員は原則として以下の条件を満たす個人で理事会が承認したものとする。

- (1) 定款第27条3項の規定により定年となった評議員で、評議員を10年以上務めた会員
 - (2) 本法人に功勞があった者
- 2 功勞会員は総会に出席し、意見を述べることは出来るが、議決に加わることはできない。

(団体会員、賛助会員)

第4条 団体会員と賛助会員には次の権利がある

- (1) 本会の発行する機関紙およびその他の学術刊行物の配布を受けること。
- (2) 本会ホームページの会員限定ページを閲覧すること。

(理事長選出に関する事項)

第5条 理事長は理事会出席の理事による無記名投票で、出席理事の過半数を得た者とする。

- 2 過半数に達する者がいない場合には、上位2名について出席理事による再投票を行い、多数を得た者とする。
- 3 開票にあたっては2名の立会人をおく。立会人は投票に先立って理事会で決める。
- 4 理事長選出に関する理事会の成立については委任状を認めない。

(評議員推薦に関する事項)

第6条 評議員は理事会で審議し、総会で承認を得て決定されるものとする。

- 2 評議員の資格は会員歴5年以上または動脈硬化研究歴7年以上の会員とする。
- 3 評議員推薦にあたっては下記の書類を総会開催の2ヵ月前までに日本動脈硬化学会事務局 経由、理事長まで提出すること。
 - 1) 履歴書
 - 2) 動脈硬化関係の研究業績目録
業績目録については、動脈硬化に関する研究目録を題名、著者名、雑誌名(巻、頁、年)のみで可。別紙は不要。
 - 3) 評議員1名の推薦状を添付。
- 4 前項によるもののほか、理事会が適当と認めたもの若干名を評議員として推薦することができる。

(各種委員会に関する事項)

第7条 理事長の諮問機関としてあり方検討委員会を置く。

2 理事会の下に次の委員会を置く。

学術委員会、編集委員会、財務委員会、国際委員会、教育・研修委員会、動脈硬化診療・疫学委員会、総務委員会、広報・啓発委員会、医療・保険委員会、専門医制度委員会、利益相反委員会、倫理委員会、ダイバーシティ委員会

3 学術委員会の下に次の専門部会を置く。

プログラム委員会、若手研究者奨励賞選考委員会、学会賞選考委員会、五島雄一郎賞選考委員会、予防部会、血栓部会、病理部会、生活習慣栄養部会、肥満・糖代謝・栄養部会、脂質代謝部会、禁煙推進部会、疫学部会、産業医・実地医家部会、メディカルスタッフ・若手育成部会、高血圧・循環器病予防療養指導士部会

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 委員は委員長の推薦により理事長がこれを委嘱する。推薦には別途定める書式を使用し、任期は他の委員と同じとする。委員長は理事長が委嘱し、理事会の承認を得る。

6 理事長は必要に応じ、委員会を設置することができる。

7 専門医制度委員会の下に次の委員会を置く。

問題作成委員会、認定施設委員会

(会費に関する事項)

第8条 会員は以下の会費を4月1日より翌年3月31日までの年度内に納める。

(1) 一般会員	10,000 円
(2) メディカルスタッフ会員	<u>5,000 円</u>
(3) 学生会員	5,000 円
(4) 名誉会員	不要
(5) 功労会員	10,000 円
(6) 団体会員	10,000 円
(7) 賛助会員	1 口 100,000 円
(8) <u>メディア会員</u>	1 口 20,000 円

(休会)

第8条 正会員が休会しようとするとき、期間及び理由を付して、休会願を理事長に提出しなければならない。休会が認められた場合には申し出た正会員に通知する。

2 理事長は、正当な理由があると認めるとき休会を承認し、かつ会費を免除することができる。

(復会)

第9条 正会員が休会の期間を終了し、復会しようとするとき、復会の期日を示した復会届を当年度の全年会費を添えて本会事務局に提出しなければならない。

2 当該年度の会費を納めた正会員は、その年度の4月からの本会機関誌 *Journal of Atherosclerosis and Thrombosis* と *News and Scope*、その他学術刊行物の配布を受ける。

(会員総会に関する事項)

第10条 理事長は年に1回、学術集会時に会員総会を開催することができる。会員は会員総会において、学会の運営に関して意見を述べることができる。

(細則の変更・附則に関する事項)

第 11 条 本細則の変更は、理事会の決議に基づき、社員総会の承認を得ることとする。本細則は、本法人の成立時をもって発効する。

平成 19 年 7 月 13 日改定

平成 20 年 7 月 10 日改定

平成 21 年 7 月 17 日改定

平成 23 年 7 月 14 日改訂

平成 24 年 7 月 19 日改定

平成 25 年 7 月 18 日改定

平成 26 年 7 月 10 日改定

平成 28 年 7 月 14 日改定

令和 2 年 7 月 18 日改訂